

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
……………（福祉保健局保健政策部医療助成課）…

告示

○都市計画事業の認可（二件）……………二
……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
○建築基準法による道路の指定の変更……………三
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
○建築基準法による道路の指定……………三
……………（同）…
○建築基準法による道路位置の指定……………三
……………（同）…
○住宅確保要配慮者居住支援法人の変更（四件）…
……………（住宅政策本部住宅企画部民間住宅課）…
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………四
……………（建設局道路管理部監察指導課）…

告示（公）

○技能検定員審査の実施……………六
○教習指導員審査の実施……………七
○窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………八
……………（デジタルサービス局戦略部デジタル改革課）…

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（二件）……………八
……………（主税局課税部課税指導課）…
○開発行為に関する工事完了……………八
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
……………（同）…

雑報

○東京都職員共済組合の役員の変更及び就職……………八
……………（東京都職員共済組合）…

規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第三百十三号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

第六条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 個人番号に係る調書（心身障害者医療費助成制度用）（別記第一号の三様式）

第六条第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に掲げる書類については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二十六条において準用する番号法第二十二条第一項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号法第二条第八項に規定する特定個人情報という。）の提供が受けられる場合は添付を要しない。

第十一条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の届出は、個人番号に係る調書（心身障害者医療費助成制度用）を添えて行わなければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

4 第一項及び第二項の届出に係る書類については、第六条第三項の規定を準用する。

別記第一号の二様式の次に次の一様式を加える。

個人番号に係る調書(心身障害者医療費助成制度用)

申請者	フリガナ	生年月日	年	月	日
	氏名	電話番号	()	()	()
申請者住所	〒				
	申請者住所				
受給者番号 (お持ちの方のみ)	個人番号 (マイナンバー)				
	フリガナ				
氏名	フリガナ	続柄			
	氏名	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者と電話番号が同じ場合は、こちらにチェックを入れて記入を省略できます。 () () ()		
世帯主住所	〒				
	世帯主住所				
医療保険上の 世帯主等 (申請者が20 歳未満で、世帯 主等ではない 場合に記入)	個人番号 (マイナンバー)				
	フリガナ				

以下は自治体が記入するので申請する方(申請者又は代行者)は記入しないでください。
 通知カードについて、デジタル手続法施行日である令和2年5月25日以後に、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合には以下の確認書類として利用することはできません。

自治体 記入欄	身元確認 個人番号確認	申請する方の 身元確認	<input type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 障害者手帳	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書
			<input type="checkbox"/> 代行者	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> その他()	
代理権の確認(代理申請 の場合のみ確認)	申請者の個人番号の確認	代理権の確認(代理申請 の場合のみ確認)	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(法定代理人)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(成年後見人)	<input type="checkbox"/> 委任状(任意代理人)	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 通知カード	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書	<input type="checkbox"/> その他()

(日本産業規格A列4番)

附則

この規則は、令和四年六月一日から施行する。

告示

●東京都告示第千三百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 令和三年十一月五日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画公園事業第三・四・五十四号荒川公園

三 事業施行期間

令和三年十一月五日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分
荒川区西尾久六丁目地内
使用の部分
荒川区西尾久六丁目地内

●東京都告示第千三百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 令和三年十一月五日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画公園事業第八・二・三十六号南大泉四丁目農業公園

三 事業施行期間 令和三年十一月五日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 練馬区南大泉四丁目地内

収用の部分 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和三年十月十八日	稲城市大字矢野口字中島三百五十六番三の一部、同番三三先並びに同番六、三百六十四番一及び同番二の各一部、同番二地先、同番四、同番六の一部、同番七	(一) 指定 稲城市大字矢野口字中島 四四・七〇 延長 幅員 九・〇〇
----------------------	-----------	---	-------------------------------------

並びに同番八、同番十三及び同番十五から同番十八までの各一部、三百六十五番二、同番三、同番四の一部、三百六十六番二、同番三並びに三百六十九番三から同番五までの各一部

(二) 廃止

稲城市大字矢野口字中島三百三十四番六の一部、同番六地先、三百四十三番一の一部、同番一先並びに四百十五番一、四百十六番及び四百十七番の各一部、同番地先並びに四百十九番及び四百二十番一の各一部、同番一先並びに四百二十一番、四百二十二番、四百二十三番一、同番二、四百二

(二) 廃止

延長 二〇・二〇 幅員 一四八・一〇〇 一五・〇〇

●東京都告示第千三百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和三年十月十八日	稲城市大字矢野口字宿千二一十三番一の一部、同番一先並びに同番三、同番六及び同番十一の各一部	延長 幅員 五・〇〇
----------------------	-----------	---	------------

十八番一、四百二十九番及び四百三十番の各一部、同番地先並びに四百三十一番の一部

●東京都告示第千三百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のと

おり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類
 指定年月日
 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和三年十月二十一日
 第一項第五号 月二十一日
 清瀬市野塩一丁目百五十八番一の一部、幅員
 同番一地主及び幅員
 び百六十番一の一部 六・〇〇

●東京都告示第千三百四十五号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十一条第二項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 支援法人の名称及び一般社団法人家財整理相談窓口
 変更後の住所 新宿区西新宿六丁目八番一号新宿オークタワー
- 二 支援業務を行う事務所の所在地 新宿区西新宿六丁目八番一号新宿オークタワー十一階

三 変更の年月日 令和三年十月二十五日

●東京都告示第千三百四十六号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十一条第二項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 支援法人の名称及び一般社団法人住まい生活支援協会
 変更後の住所 新宿区西新宿六丁目八番一号新宿オークタワー
- 二 支援業務を行う事務所の所在地 新宿区西新宿六丁目八番一号新宿オークタワー十一階
- 三 変更の年月日 令和三年十月二十五日

●東京都告示第千三百四十七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十一条第二項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 支援法人の名称及びホームネット株式会社

変更後の住所 新宿区西新宿六丁目八番一号新宿オークタワー

- 二 支援業務を行う事務所の所在地 新宿区西新宿六丁目八番一号新宿オークタワー十一階
- 三 変更の年月日 令和三年十月二十五日

●東京都告示第千三百四十八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十一条第二項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)から住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 支援法人の名称及び株式会社エイブレイス
 変更後の住所 新宿区西新宿六丁目八番一号新宿オークタワー
- 二 変更の年月日 令和三年十月二十五日

●東京都告示第千三百四十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和三年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 都道芝新宿王子線
- 二 指定する区間 港区白金二丁目五百三十八番十地内から同区白金一丁目七番四地内まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

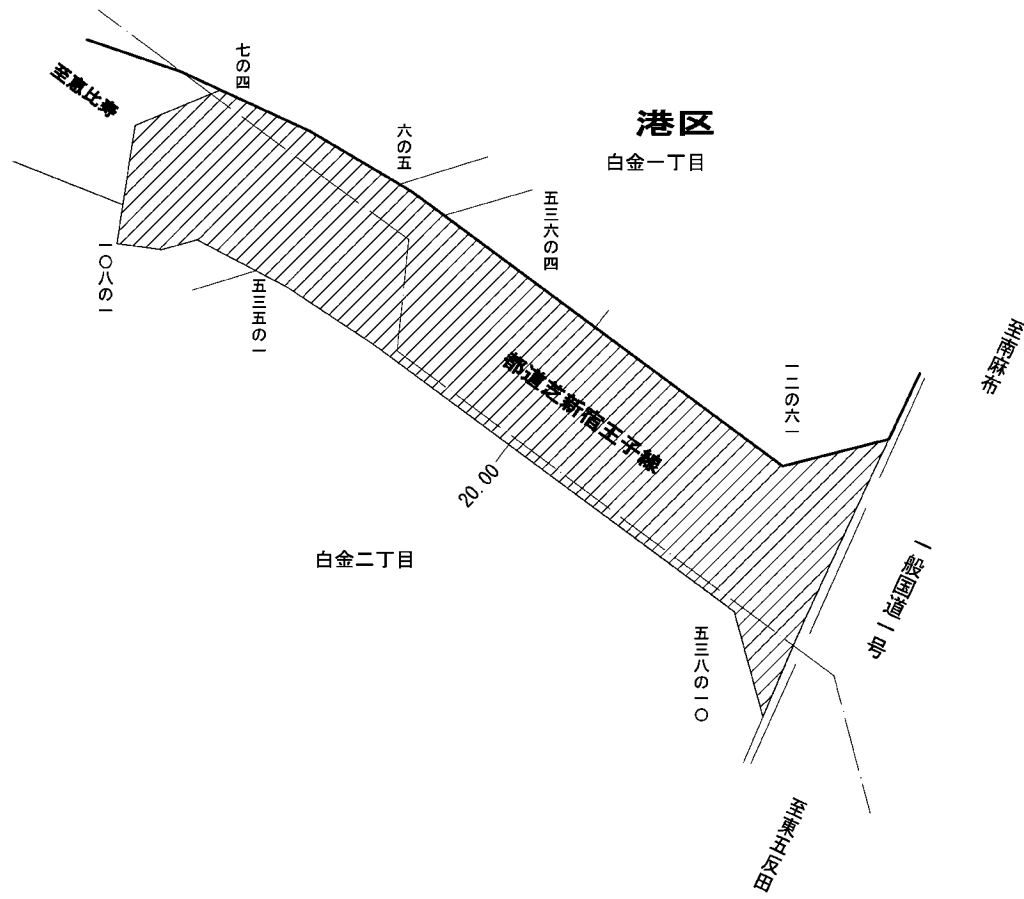
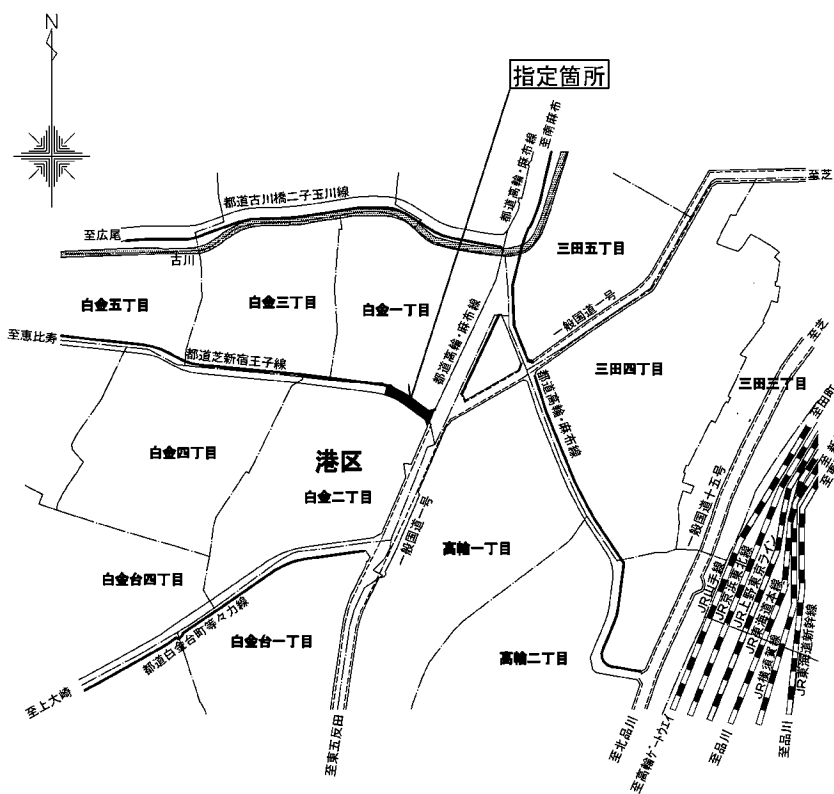
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道芝新宿王子線

港区白金二丁目～白金一丁目

(電線共同溝予定名称 芝新宿王子・五号)



延長 一一五・〇〇メートル



出 張（公）

●東京都公安委員会告示第326号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月5日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（反運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

- ア 教則の内容となっている事項
 - イ 自動車教習所に関する法令についての知識
 - ウ 技能検定の実施に関する知識
 - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
- 4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者
- 5 審査の日時及び場所
 - (1) 日時

令和3年12月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時
 - (2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）
- 6 申請手続
 - (1) 申請書類
 - ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
 - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）
 - ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
 - (2) 受付日時

令和3年11月18日（木曜日）及び同月19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで
 - (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

- ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年11月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- イ 写真は、申請書に貼り付けること。
- ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
- エ 運転免許証を提示すること。
- 7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。
- 8 携行品及び服装
 - (1) 携行品
 - ア 運転免許証
 - イ 筆記用具
 - ウ 黒色又は青色のボールペン
 - エ 赤色のボールペン
 - (2) 服装

自動車の運転に支障のない服装
- 9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合

格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265

●東京都公安委員会告示第327号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月5日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 準中型自動車免許教習指導員審査
- (4) 普通自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (8) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能
 ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教則の内容ととなっている事項その他自動車の運転に関する知識
 イ 自動車教習所に関する法令についての知識
 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和3年12月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）
- 6 申請手続
- (1) 申請書類
- ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上

三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
 (2) 受付日時
 令和3年11月18日（木曜日）及び同月19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）
 (4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年11月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。
 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
 エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

- (1) 携行品
- ア 運転免許証

イ 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)

(2) 服装
自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付
合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先
警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265

公 告

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の
公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱 (平成六年九月三十日付公告) の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和三年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

別表九都市整備局 44の項中「第9条」を「第30条」に
改め、同表45の項中「第16条」を「第37条」に改める。

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに
ついて

ついで

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第四百四
四条の九第三項及び東京都都税条例 (昭和二十五年東京都
条例第五十六号) 第百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日

株式会社 池田 麻里 墨田区江東橋四丁 令和三年九月
鈴勤 子 目十六番一号 三十日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに
ついて

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第四百四
四条の九第三項及び東京都都税条例 (昭和二十五年東京都
条例第五十六号) 第百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日

八丈交通 清水 一茂 八丈島八丈町大賀 令和三年九月
株式会社 郷千五百十九番地 三十日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

東大和市清水一丁目七百三十 東大和市中中央四丁目九百六

雑 報

東京都職員共済組合の役員及び就職に
ついて

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職が
あったので、地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律
第百五十二号) 第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和三年十一月五日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

一 退職役員

役職名 氏 名 所 属 退職年月日

理事長 多羅尾光睦 東京都副知事 令和三年十月
二十四日

理事 黒沼 靖 東京都総務局長 同日

二 就職役員

役職名 氏 名 所 属 就職年月日

理事長 黒沼 靖 東京都副知事 令和三年十月
二十五日

理事 村松 明典 東京都総務局長 同日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
定価 一箇月 六、六〇〇円
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代) (郵送料を含む) 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

